

公 告

ふるさと納税取扱業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年5月13日

日田市長 棕野 美智子

1. 業務の概要

(1) 業務名称

日田市ふるさと納税取扱業務

(2) 業務内容

別紙「日田市ふるさと納税取扱業務仕様書」のとおり

(3) 契約方法

プロポーザルによる随意契約

(4) 業務履行期間

令和6年10月1日から令和9年3月31日まで

(5) 年度毎の想定寄附金額及び委託料

○令和6年度（令和6年10月1日から令和7年3月31日）

寄附金額：330,000,000円

委託料：18,150,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

○令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）

寄附金額：500,000,000円

委託料：27,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

○令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）

寄附金額：500,000,000円

委託料：27,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(6) 業務委託金額の提案限度額

① 想定業務規模

以下の業務規模を想定し、当該想定寄附に付随する業務を含め、金額を積算すること。

・ 寄附金額：500,000,000円

- ・ 寄附件数：26,300 件
- ・ 受領証明書等発行件数：26,300 件
- ・ ワンストップ特例申請受付件数：4,500 件

②提案限度額

委託料の提案限度額は、寄附金額の 5.5% (27,500,000 円) 以下 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) とする。ただし、返礼品を伴わない寄附については、委託料の算定金額から除くものとする。

なお、委託料の額は、次の経費を除いたものとする。

- ・ 返礼品調達及び送付にかかる経費
(受託者及び返礼品提供事業者の責による再送分は含まない。)
- ・ 受領証明書等の郵送にかかる経費
- ・ 受領証明書及びワンストップ特例申請書の発行にかかる経費
- ・ ワンストップ特例申請書の受付処理に要する経費
- ・ 各種広告に要する経費
- ・ ポータルサイト利用料及びクレジットカード等決済手数料

※受領証明書及びワンストップ特例申請書の発行にかかる経費、ワンストップ特例申請書の受付処理に要する経費についても別途見積の提出を求めるが、委託料の提案限度額には含まない。

2. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 (一般競争入札の参加者の資格) に規定するものに該当しない者であること。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律 77 号) 第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (5) 日田市から指名停止を現に受けていない者であること。
- (6) 過去 5 年間に於いて、当該業務と同等の業務の受託実績があること。
- (7) ISMS 認証または、プライバシーマークの認定を受けていること。

3.選定スケジュール

項目	日程	備考
①公募開始	令和6年5月13日(月)	
②質問受付締切日	令和6年5月22日(水)	
③質問回答日	令和6年5月28日(火)	
④参加申込書受付締切	令和6年5月31日(金)	
⑤参加資格審査結果通知書発出	令和6年6月4日(火)	
⑥企画提案書提出締切	令和6年6月18日(火)	
⑦プレゼンテーション実施	令和6年7月9日(火)	
⑧審査結果通知	令和6年7月16日(火)まで	

4.参加手続

別紙「日田市ふるさと納税取扱業務公募型プロポーザル実施要領」のとおり

5.審査及び選定

本プロポーザルの審査は企画提案書等により日田市ふるさと納税取扱業務プロポーザル審査委員会が審査対象者の厳正な審査を行い、契約の相手方となる候補者を選定する。

6.契約候補者との協議及び契約

契約候補者との契約にあたっては、選定された提案内容をもとに、細部について日田市と協議し、業務内容を決定した上で締結する。なお、契約候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、またはその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次契約交渉を行う。

7.その他留意事項

- (1) 参加申込書及び誓約書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザル参加に要した費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (3) 企画提案書等については、1者につき1提案に限る。
- (4) 提出期限後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。ただし、本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。
- (5) 企画提案書の提出後、その内容について不明点があった場合、本市から質問する可能性がある。
- (6) 企画提案書等は、日田市情報公開条例に基づき公開することがある。

- (7) 提出された企画提案書等は、一切返却しない
- (8) 選考過程により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (9) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (10) 不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。